

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 23 日

社団法人	高層住宅管理業協会	担当者	} 殿
社団法人	全国宅地建物取引業協会連合会	担当者	
社団法人	全日本不動産協会	担当者	
社団法人	不動産協会	担当者	
社団法人	不動産流通経営協会	担当者	
社団法人	日本住宅建設産業協会	担当者	

国土交通省総合政策局不動産課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う
宅地建物取引業法及びマンション管理適正化法の特例措置について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災地域の災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長等について、下記のとおり措置（詳細は別添参照）されたのでお知らせ致します。

なお、本措置に関して、別添のとおり、各地方整備局等あて通知をしたので参考までに送付致します。

記

1. 宅地建物取引業の免許等の有効期間の延長について
特定被災地域内に主たる事務所等を有する者に係る以下のものについて、平成 23 年 8 月 31 日まで有効期間が延長されることとなる。
 - ・宅地建物取引業の免許
 - ・宅地建物取引主任者証
 - ・マンション管理業の登録
 - ・管理業務主任者証
2. 宅地建物取引業者又はマンション管理業者の変更の届出等の不履行の場合の免責等について
 - ・宅地建物取引業者等が東北地方太平洋沖地震により、変更の届出等の履行期限までに義務の履行ができなかったと認められるときは、平成 23 年 6 月 30 日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなる。

【別添】

- 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う宅地建物取引業法及びマンション管理適正化法の特例措置について